平成２２年（フ）第４３４号
奈良県香芝市田尻583番地の８
債務者　杉野　直美
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７６７９号
大阪府枚方市走谷２丁目20番５号
債務者　伊藤　良広
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５１４号
愛知県刈谷市小垣江町弁天19番地５　佐藤幹哉方、旧住所愛知県刈谷市小垣江町南藤４番地７
債務者　宮田　幸明
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７４３号
愛知県知立市広見１丁目１番地　グローリアス知立弘法通503号
債務者　宗村　尚子（旧姓三村）
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
５　免責審尋期日　平成22年12月13日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４０１号
北海道旭川市永山６条４丁目４番７号
債務者　牧谷　澄子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月19日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２８５６号
横浜市西区境之谷98番地　石塚荘２Ｆ
債務者　田中　周三
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８５７号
横浜市西区境之谷98番地　石塚荘２Ｆ
債務者　田中　陽子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３００４号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台６番２―105号
債務者　三小田　親
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４５号
岡山県津山市川崎676番地４
債務者　松尾　由加
１　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第５１３号
青森市大字羽白字沢田761番地１
債務者　石﨑　俊宏
１　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月12日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３０号
横浜市中区北方町２丁目87番地　朝日荘201号室
債務者　澤　　井子
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始決定中更正

平成２２年（フ）第４７６号
長崎県長崎市田中町661番１号
債務者　株式会社ユーティー・ネットシステム
１　主文　当裁判所が平成22年10月14日になした破産手続開始決定中、債務者の表示につき、「株式会社ユーティ・ネットシステム」とあるのを「株式会社ユーティー・ネットシステム」と更正する。
２　決定年月日　平成22年10月28日
長崎地方裁判所民事部

破産手続廃止

平成１９年（フ）第１２９号
新潟県糸魚川市大字大野290番１
破産者　糸魚川医療生活協同組合
１　決定年月日　平成22年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第３６２６号
大阪市中央区南船場４丁目４番21号
破産者　株式会社東邦ビジネス管理センター
１　決定年月日　平成22年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４３３１号
東京都中央区銀座６丁目２番１号
破産者　ムービーアイ・エンタテインメント株式会社
１　決定年月日　平成22年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４１４３号
東京都港区麻布十番３丁目７番４号ＣＯＭＳＡＺＡＢＵＪＵＢＡＮ５階
破産者　株式会社粋然
１　決定年月日　平成22年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７８４号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　銀食会つきじ青茂株式会社
１　決定年月日　平成22年11月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部